

平成21年 第2回定例会

広域利根斎場組合議会会議録

平成21年12月24日

広域利根斎場組合議会

平成21年第2回広域利根斎場組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2



12月24日(木)	○議事日程	3
	○開 会(午前10時19分)	5
	○議事日程の報告	6
	○諸般の報告	6
	○議席の指定	7
	○会議録署名議員の指名	7
	○会期の決定	7
	○副議長の選挙	8
	○副議長就任のあいさつ	8
	○管理者提出議案の上程(第3号議案～第5号議案)	9
	○提案理由の説明	9
	◇管理者 大橋良一君	9
	○内容説明	10
	◇事務局長 新島敏夫君	10
	○休憩(午前10時40分)	14
	○開 議(午前10時42分)	14
	○質 疑	14
	○討 論	29
	○採 決	29
	◇第3号議案の採決	29
	◇第4号議案の採決	29
	◇第5号議案の採決	30
	○閉 会(午前11時38分)	30



署名議員..... 3 1



参考資料

○管理者提出議案の処理結果..... 3 3

広域利根斎場組合告示第3号

平成21年第2回広域利根斎場組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年12月17日

広域利根斎場組合管理者 大橋良一

1 期 日 平成21年12月24日

2 場 所 メモリアルトネ

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（25名）

1 番	竹 内 政 雄 君	2 番	内 田 圭 一 君
3 番	小 坂 徳 蔵 君	4 番	鎌 田 勝 義 君
5 番	松 村 茂 夫 君	6 番	荒 井 良 和 君
7 番	戸 ヶ 崎 博 君	8 番	春 山 千 明 君
9 番	枝 久 保 喜 八 郎 君	10 番	大 平 泰 二 君
11 番	渡 邊 邦 夫 君	12 番	渡 邊 美 智 子 君
13 番	関 口 恒 夫 君	15 番	平 井 喜 一 朗 君
16 番	小 林 松 江 君	17 番	栗 原 肇 君
18 番	石 井 敏 夫 君	19 番	唐 沢 捷 一 君
20 番	丸 藤 栄 一 君	21 番	盛 永 圭 子 君
22 番	小 林 坦 省 君	23 番	丸 山 道 子 君
24 番	下 河 辺 和 子 君	25 番	大 谷 和 子 君
26 番	田 島 行 雄 君		

不応招議員（1名）

14 番 小 坂 裕 君

第 1 日 12月24日（木曜日） 本 会 議

平成 2 1 年 第 2 回 広域利根斎場組合議会定例会 第 1 日

平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日

午前 1 0 時 1 9 分開議

議 事 日 程

諸般の報告

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期決定について

日程第 4 副議長の選挙について

日程第 5 第 3 号議案 平成 2 1 年度広域利根斎場組合会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 第 4 号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

日程第 7 第 5 号議案 平成 2 0 年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算認定について

午前10時19分開会

出席議員（25名）

1番	竹内政雄君	2番	内田圭一君
3番	小坂徳蔵君	4番	鎌田勝義君
5番	松村茂夫君	6番	荒井良和君
7番	戸ヶ崎博君	8番	春山明君
9番	枝久保喜八郎君	10番	大平泰二君
11番	渡邊邦夫君	12番	渡邊美智子君
13番	関口恒夫君	15番	平井喜一朗君
16番	小林松江君	17番	栗原肇君
18番	石井敏夫君	19番	唐沢捷一君
20番	丸藤栄一君	21番	盛永圭子君
22番	小林坦省君	23番	丸山道子君
24番	下河辺和子君	25番	大谷和子君
26番	田島行雄君		

欠席議員（1名）

14番 小坂裕君

説明のため出席した者の職氏名

管理者	大橋良一君	副管理者	田中暄二君
副管理者	町田英夫君	副管理者	若山勝彦君
副管理者	倉上皖教君	副管理者	柿沼トミ子君
副管理者	庄司博光君	副管理者	中山登司男君
副管理者	本多健治君	参与	熊倉敏雄君
会計管理者	石井延男君		

事務局職員出席者

事務局長	新島敏夫	次長	荒井栄一
主任	高田浩育		

開会 午前10時19分

◎開会の宣告

○議長（鎌田勝義君） ただいまから平成21年第2回広域利根斎場組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（鎌田勝義君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、去る6月14日執行の加須市長選挙において再選されました大橋良一市長が広域利根斎場組合管理者に就任されましたので、ご紹介いたしますとともに、ごあいさつをいただきます。

大橋良一管理者。

○管理者（大橋良一君） ご紹介いただきました加須市長の大橋良一でございます。引き続き、当組合の管理者として責任を果たしてまいりたいと思っております。皆様方のご指導、ご鞭撻、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鎌田勝義君） ありがとうございます。

次に、8月30日執行の久喜市長選挙において4選されました田中暄二市長が、広域利根斎場組合副管理者に就任されましたので、ご紹介いたしますとともに、ごあいさつをいただきます。

田中暄二副管理者。

○副管理者（田中暄二君） どうぞ、引き続きまして、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（鎌田勝義君） ありがとうございます。

次に、10月4日執行の宮代町長選挙において、見事初当選されました庄司博光町長が、広域利根斎場組合副管理者に就任されましたので、ご紹介いたしますとともに、ごあいさつをいただきます。

庄司博光副管理者。

○副管理者（庄司博光君） 宮代町長の庄司博光でございます。どうぞよろしく申し上げます。
当組合に関しましては、副管理者として務めさせていただきます。今後ともご指導、ご鞭撻
のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田勝義君） ありがとうございました。
以上で管理者及び副管理者の紹介を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○議長（鎌田勝義君） 本日の議事日程につきましては、印刷の上お手元に配付しておきました
ので、ご了承願います。

◇

◎諸般の報告

○議長（鎌田勝義君） この際、諸般の報告をいたします。

初めに、構成市町のうち、過日、久喜市、騎西町、宮代町選出の広域利根斎場組合議会議員
の辞職願が議長に提出され、これがそれぞれ許可されましたので、当組合会議規則第74条
第2項の規定により、ご報告申し上げます。これにより、今現在副議長が空席となっております。
したがって、本日の会議において副議長の選挙を行いますので、あらかじめご了承願
います。

次に、栗橋町議会議員選挙、構成市町選出の組合議員の改選が行われ、組合議員の選出が
ありましたので、ご紹介いたします。

去る4月24日執行の栗橋町議会議員の選挙において当選されました丸山道子議員、下河辺和
子議員が当組合議会議員に選出されました。

次に、久喜市議会から松村茂夫議員、荒井良和議員、戸ヶ崎博議員、春山千明議員、騎西
町議会から関口恒夫議員、小坂裕議員、宮代町議会から丸藤栄一議員、加須市議会から竹内
政雄議員、小坂徳蔵議員が、それぞれ当組合議会議員に選出されましたので、ご報告いたし
ます。

次に、管理者から今期定例会に提出されました議案につきましては、印刷の上お手元に配

付しておきましたから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案等の説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めておきました。

これにて諸般の報告は終了いたします。



◎議席の指定

○議長（鎌田勝義君） 日程第1、議席の指定について行います。

新しく当組合議会議員になられました議員の議席については、会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長において、丸山道子議員、23番、下河辺和子議員、24番、関口恒夫議員、13番、小坂裕議員、14番、松村茂夫議員、5番、荒井良和議員、6番、戸ヶ崎博議員、7番、春山千明議員、8番、丸藤栄一議員、20番、竹内政雄議員、1番、小坂徳蔵議員、3番、それぞれを指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（鎌田勝義君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、12番、渡邊美智子議員、13番、関口恒夫議員の両議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（鎌田勝義君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鎌田勝義君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。



◎副議長の選挙

○議長（鎌田勝義君） 日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鎌田勝義君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鎌田勝義君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

広域利根斎場組合議会の副議長に、戸ヶ崎博議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました戸ヶ崎博議員を広域利根斎場
組合議会の副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鎌田勝義君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました戸ヶ崎博議員が広域利根斎場組合の副議長に当選され
ました。

ただいま副議長に当選されました戸ヶ崎博議員が議場におられますので、本席から、会議
規則第32条第 2 項の規定により告知いたします。



◎副議長就任のあいさつ

○議長（鎌田勝義君） 副議長に当選されました戸ヶ崎博副議長の就任のごあいさつをお願い

いたします。

○7番（戸ヶ崎 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまは議員各位のご推挙をいただきまして、当組合の副議長の任を拝することになりました。もとより力はありませんが、議長をしっかり補佐し、当議会の運営の円滑のために全力を尽くしてまいる決意でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（鎌田勝義君） ありがとうございます。



◎管理者提出議案の上程（第3号議案～第5号議案）

○議長（鎌田勝義君） 日程第5、第3号議案 平成21年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）、日程第6、第4号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、日程第7、第5号議案 平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

◇提案理由の説明

○議長（鎌田勝義君） 議案の朗読は省略し、直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。
大橋管理者。

（管理者 大橋良一君登壇）

○管理者（大橋良一君） 本日、ここに平成21年第2回広域利根斎場組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には極めてご健勝にてご参会を賜りまして、心からお喜びを申し上げます。

また、ご提案申し上げました各議案につきましてご審議をいただきますことは、当組合にとってまことに意義深く、感謝にたえないところでございます。

それでは、ただいま一括上程をいただきました各議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

初めに、第3号議案 平成21年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、債務負担行為の設定についてございまして、平成22年4月1日からの業務につきまして、引き続き支障なきよう業務委託契約を締結するため、これに要する費用等について補正をお願いするものでございます。

次に、第4号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について申し上げます。

本案は、埼玉縣市町村総合事務組合規約第4条第3号に掲げる事務について、加須市に係る事務を共同処理するため、同規約を変更することについて協議いたしたく、地方自治法第290条の規定によりましてご提案申し上げます。

次に、第5号議案 平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本案につきましては、先般会計管理者から決算書が提出され、監査委員の審査に付しましたところ、その審査を終了した旨の報告を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく関係書類を添えてご提案申し上げます。

以上をもちまして、ご提案申し上げます各議案につきましての説明を終わりますが、第3号議案 平成21年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）につきましては、事務局長から、第5号議案の決算認定につきましては、会計管理者からそれぞれ内容を説明させていただきますので、よろしくご了承賜りたくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田勝義君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇内容説明

○議長（鎌田勝義君） 次に、第3号議案について内容説明を求めます。

新島事務局長。

（事務局長 新島敏夫君登壇）

○事務局長（新島敏夫君） それでは、第3号議案 平成21年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、火葬業務及び清掃、設備管理に関して3年間の債務負担行為を設定するものでございまして、それぞれ21年度中に契約を結び、平成22年4月1日から遅滞なく業務を遂行で

きるようにしたいものでございます。

火葬業務委託につきましては、人体及び小動物の火葬、火葬炉設備の保守点検、火葬及び葬祭場の備品管理、建物内の点検、休業日及び夜間の電話予約受付業務等ございまして、限度額を1億6,936万5,000円を、清掃等業務及び設備管理業務委託につきましては、施設内の清掃、建築・防災設備、機械設備、エレベーター等の定期点検及び保守等でありまして、限度額を7,515万9,000円を、合計で限度額2億4,452万4,000円としたものでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田勝義君） 次に、第5号議案について内容説明を求めます。

石井会計管理者。

（会計管理者 石井延男君登壇）

○会計管理者（石井延男君） 第5号議案 平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算認定の内容についてご説明を申し上げます。

決算書1ページ、2ページをお開き願います。

まず、歳入の決算額でございますが、2ページ左側の収入済額の歳入合計欄にありますように2億6,639万523円となりまして、1ページの予算現額2億645万3,000円に対しまして、額で5,993万7,523円、率にいたしますと29%の増となりました。また、調定額と比較いたしますと調定どおり100%の収納率となっております。したがって、不納欠損額及び収入未済額はいずれもゼロとなったものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の決算額でございますが、4ページ左側の支出済額の歳出合計欄にありますように、1億8,811万4,700円となりまして、3ページの予算現額2億645万3,000円に対する執行率は91.1%となっております。

なお、不用額につきましては1,833万8,300円となりましたが、この中には予備費の不用額500万円が含まれておりますので、これを差し引いた不用額は1,333万8,300円でございます。

以上申し上げました歳入決算額2億6,639万523円から歳出決算額1億8,811万4,700円を差し引いた7,827万5,823円が翌年度への繰越額となったものでございます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。内容につきましては備考欄に記載の

とおりであります。第1款分担金及び負担金につきましては、斎場組合を構成しております10市町からの負担金収入額でございまして、収入済額は8,000万円となりました。これは予算現額どおり100%の収入率となっております。

第2款使用料及び手数料につきましては、葬祭場や火葬、待合室等の使用料でございまして、収入済額が9,802万3,000円となりまして、予算現額9,300万円に對しまして額で502万3,000円、率にしますと5.4%の増となっております。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。内容につきましては備考欄に記載のとおりであります。第2款総務費につきましては、組合の事務執行にかかわります一般管理費でございまして、12ページ左側の支出済額は4,612万1,465円となりまして、その執行率は96.9%となっております。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

第3款事業費につきましては、斎場の管理運営等にかかわります経費でございまして、16ページ左側の支出済額は1億4,023万4,849円となりまして、その執行率は93%となっております。

次に、21ページをお開き願います。

実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

歳入総額2億6,639万円から、歳出総額1億8,811万4,000円を差し引いた形式収支額は7,827万6,000円の黒字決算となったものでございます。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額につきましても同額でございまして。

また、今年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支につきましては、952万7,000円の赤字となったものでございます。

以上で、平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（鎌田勝義君） 以上で内容説明を終わります。

続きまして、監査委員より決算審査の結果についてご報告願います。

松村代表監査委員。

（代表監査委員 松村茂夫君登壇）

○代表監査委員（松村茂夫君） 監査委員の松村でございます。よろしくお願いたします。

決算審査についてご報告申し上げます。

平成21年11月5日、広域利根斎場組合管理者から審査に付されました平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算書及び関係書類に基づき、渡邊美智子監査委員さんとともに会計管理者及び関係職員から説明を聴取して審査いたしました結果、会計処理は適正に行われており、計数的には誤りがなく、予算執行並びに収入支出は全般に妥当なものと認めました。

なお、細部につきましては、平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算審査意見書のとおりでございますが、決算審査の意見の部分を報告させていただきます。

決算書4ページ、最後のページでございます。

決算審査の意見、審査に付された平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算は、関係法令に基づき整備され、決算計数も各証拠書類等と符合しており正確である。予算執行状況及びその内容についても適正に執行されたと認めます。今後とも地方財政を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、引き続き経常経費の削減、合理化を図るとともに事務効率の向上に一層努力されることを望み、総括意見として次の項目につき要望いたします。

1、事業の運営においては火葬回数の増加、小動物の単独焼却の増加など、サービスの向上は認められます。今後とも利用者、葬儀社、そして構成市町の要望を十分把握し、より一層の利便性向上の努力をお願いいたします。

特に、インターネットの予約状況の更新を、現在の1日、2日からその都度の更新、または回数の増加、バリアフリーの一層の充実などご努力を要望いたします。

2、繰越金、基金等が十分あるので負担金は減額し、構成市町の負担を軽減するよう要望いたします。

3、売店への使用料免除については19年度の決算審査において使用料の免除を見直すべきといたしましたが、20年度も有限会社メモリアルトネサービスへ無償で使用させており、大変残念であります。無償による使用許可は当斎場の開設に当たり、地元町内会の協力を得るためと聞いております。しかし、既に施設稼働開始から18年を経過し、当該会社の社長も使用料支払いの意思を表明しております。また、無償使用許可は一部企業への利益供与等も考えられること、歳入増加のためにも見直しをすべきものと考えます。

今後とも心温まるよりよいサービスの提供と歳出の削減努力のため、全職員が危機意識を持ち一丸となり邁進されることを望みます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（鎌田勝義君） 以上で決算審査の報告を終わります。

◇

◎休憩の宣告

○議長（鎌田勝義君）　ここで、発言通告を受けておりますので、暫時休憩いたします。約3分間。

休憩　午前10時40分

開議　午前10時42分

◇

◎開議の宣告

○議長（鎌田勝義君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎質　疑

○議長（鎌田勝義君）　これより質疑に入ります。

順次質問を許します。

質問回数については2回でありますので、あらかじめご了承願います。

なお、質問並びに答弁につきましては、簡単明瞭をお願いいたします。

初めに、20番、丸藤栄一議員。

○20番（丸藤栄一君）　皆さん、おはようございます。

議席20番の丸藤でございます。発言通告書に従いまして質問を行いますので、よろしくお願いたします。

質問は、第5号議案の平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算についてであり、質問は順不同になっているかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

まず1点目は、歳入からであります。事項別明細書では7、8ページの1款分担金及び負

担金についてであります。各構成市町の組合負担金の軽減のための努力は経年変化を見る限り確かに軽減されておりますが、さらなる努力はできないものでしょうか、お答えください。

2点目は、同じく7、8ページの4款繰越金についてであります。単年度収支では952万円の赤字ということですが、繰越金の経年変化を見ますと、分担金及び負担金とほぼ同額、またはそれ以上の額で推移しております。これで適切な措置、つまり適正な金額といえるのでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

3点目は、同じく7、8ページの3款財産収入と17、18ページの積立金、22ページの財産に関する調書の4の基金の関係についてであります。基金は施設整備基金ということで平成19年度末で3億円に達し、現在の3億円で推移しております。この基金の目的と今後どのくらいまで基金が必要なのか、積み立ての計画についてもお示しいただきたいと思ひます。

また、施設整備計画についてもどのようになっているのか、あわせてお示しいただきたいと思ひます。

4点目は、歳出であります。15、16ページの3款、事業費の中の需用費で、燃料費2,270万3,000円となっておりますが、支出額は適正なものでしょうか、それらを検証するためにも業者名や入札方法、契約の内容などについてどのようになっているのか、詳しい報告をお願いいたします。

5点目は、質問ではありません。資料請求であります。4点目の需用費と同じように、委託料や工事請負費、備品購入費については決算書はもちろんのこと、せつかく実績報告書も提出されているのですが、項目と金額の羅列になっておりますので、詳しい資料で示していただきたいと思ひます。

6点目は、監査委員の決算審査意見書の4ページ、(3)決算審査の意見の③の項目の中に、監査委員からの先ほどもありましたが、ご指摘が何点かありますが、今後改善を要するものはないのでしょうか、見解をお示しいただきたいと思ひます。

7点目は、斎場の建設や開設に当たり、地元地域、自治会などの申し合わせや約束事などありましたら明らかにしていただきたいと思ひます。

8点目は、有限会社メモリアルトネサービスへの使用料免除を見直した場合、収入額はどのようになるのでしょうか、お示しいただきたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田勝義君） 新島事務局長。

（事務局長 新島敏夫君登壇）

○事務局長（新島敏夫君） 丸藤議員さんの質問に順次お答えいたします。

その前に、先ほど資料の請求がありましたので、配付いたします。

じゃ、その間にお答えいたします。

ご質問の1と2は関連がございますので、あわせてお答えいたします。

当組合の運営につきましては、構成市町事務担当課長会議等で、運営の方向性や今後の見通しについて協議しながら進めております。

まず、構成市町の負担金については、業務初年度の平成3年度が2億8,000万円、平成4年度から平成12年度までが毎年度3億6,000万円、平成13年度1億6,000万円、平成14年度1億3,000万円、平成15年度1億円、平成16年度、17年度が9,000万円、平成18年度1,500万円、平成19年度からは現在の8,000万円と順次引き下げてまいりました。

次に、負担金と繰越金の関係についてでございますけれども、平成20年度の市町負担金が8,000万円、平成19年度からの繰越金が8,780万円でございます。平成20年度から平成21年度への繰越金は7,827万円でございます。このように、翌年度への繰越金の額は減少傾向にあります。このまま推移しますと、5、6年で繰越金が額が少額になると予測されるものでございます。

構成市町の厳しい財政状況の中、当面は負担金を固定し、不足額は繰越金を調整財源とする予算編成をして運営をしてまいりましたし、今後も当分の間は同じ形で運営してまいりたいと考えております。

次に、施設整備基金の積み立ての目的につきましては、平成3年の開設以来18年を経過し、このため経年劣化によりまして大小さまざまな修理、改修等が発生し、工事内容によっては大きな財政負担が予想されるところでございます。このようなことから、平成11年度から平成14年度にかけて約3億円を積み立てしたもので、施設の大規模改修工事に充てるため積み立てしているものでございます。平成15年度からは、資金運用に係る預金利子分のみ毎年度積み立てしております。

次に、施設整備計画につきましては、永続的に続く当組合の経営の安定化が大前提となりますので、現状施設の適切、計画的な維持管理を図り、その維持管理計画を財政面から担保するため、中期5カ年維持管理計画を策定したものでございます。当面は平成23年度に火葬炉の全面改修と平成24年度に冷温水発生機の更新などの大規模改修工事などを予定しているところでございます。

次に、燃料費についてお答えいたします。燃料費は、火葬及び冷暖房用の燃料として使用

している灯油の購入費でございます。入札等の執行に当たりましては、灯油の価格変動は、灯油価格が比較的安定していた時期は、購入契約を年1回、または2回などとしておりましたが、値上がりしてきました17年度からは、市況に合わせまして3カ月や2カ月とし、価格変動の影響をできる限り少なくするよう努力してまいりました。しかし、平成20年度6月からは価格変動が特に大きいため毎月ごとの契約とし、契約に当たりましては平成20年度までは5社から、平成21年度4月からは8社といたしましたが、5月、6月に2社から辞退があり、現在は6社から見積もりを徴し、最低価格業者と随意契約により契約しているところがございます。今後におきましても、適正な執行に努めてまいりたいと存じます。

次に、委託料、工事費、備品購入費につきましては、先ほど配付させていただきました資料で報告に変えさせていただきます。

次に、質疑の6から8につきましては、それぞれ関連がありますので、順不同になりますが、あわせてお答えいたします。

施設内売店の有限会社メモリアルトネサービスは、当施設が開設いたしました平成3年に開設されるときに、いずれの地区においても反対されていた火葬場建設を受け入れる条件として、川口地区から要求された火葬場の開設に伴う川口地区のイメージダウンに対する将来のための補償の一環として、当斎場内で売店経営を行うため、川口自治会の会費の中から出資金を出資し設立され、自治会と一体となった会社でございまして、運営形態については川口自治会の役員であります区長、区長代理、会計、監査役を中心に組織されておりました、これは設立以来変わっていないと承知しております。また、代表者につきましては、設立当時から川口地区の会長となっております。ただ平成17年度から平成19年度までは会社の役員会及び株主総会の取り決めにより、前会長が引き続き務めたとのことですが、現在は川口地区の会長が代表者となっております。

業務の内容は、当斎場施設内売店でコーヒー等飲み物や乾き物等の販売と喪家との契約により精進落としや忌中払いのための料理や飲み物の手配、あっせん及び配膳サービス等を行っております。

組合としては、会社の経営状況の詳細を知る立場ではございませんが、設立当初は赤字経営が続き、役員が補てんしていたと伺っております。その後、徐々に運営は順調となり、利益を生む形となり、当会社の役員でもあります売店の店長の話では、地元川口自治会に運営費の助成を平成6年から毎年行っているとともに、川口地区全域の側溝清掃や神社ののぼりポールの改修工事を行うなどの地元還元をしているとのことがございます。

また、使用料につきましては、子メーターを設置し、電気料及び水道料の光熱水費について実費相当額をいただいているものでございます。

使用料免除の見直しについての監査委員の決算審査意見に対する改善と見解、また使用料免除を見直した場合の収入額についてでございますが、平成19年度の決算審査の意見を受け、他の施設の事例等を調べるなど調査研究を重ねてまいりました。県内の斎場でも、運営形態や算定方法はまちまちであり、使用料を徴収しているところ、徴収していないところなどさまざまであります。公共の火葬場の開設に至る地元との関係など、一般の公共施設にない特殊性がありますことから、具体的な算出基準をどのようなものにしたらいいか、調査研究をしているところであり、使用料徴収に向けて会社側との協議を引き続き進めてまいりたいと考えております。

また次に、地元地域との申し合わせや約束事についてでございますが、斎場建設に伴う川口地区開発に関する事、地元自治会による売店出店に関する事、斎場建設に伴うイメージダウンに対する将来にわたる補償に関する事など11項目の要求があり、区域内の道路や水路の整備、コミュニティセンターの建設などの周辺整備事業の実施や、地元自治会が売店を出店することなどを認めたもので、当施設内での売店使用、営業に当たりましては、毎年度、行政財産使用許可申請に基づき使用許可はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田勝義君） 20番、丸藤栄一議員。

○20番（丸藤栄一君） 答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、1、2、3については関連がございますので、再質問させていただきたいと思っております、合わせて。特に2点目の繰越金について再質問させていただきます。まず、なぜ剰余金が生じるかという点、1つは、予算に定めた以上に歳入があった場合、2つは、予算で定めた歳出を執行しなかった場合、3つは、経費を節約して予定額以下で事業執行した場合、この3つが考えられますが、かといって基金には利子分の22万3,000円だけで、特に一定額を積み立てるわけでもなく、もちろん公債費もないわけでありまして。だとすれば繰越金を極力控え目に見積もるのが普通ではないでしょうか。冒頭の質問でも申し上げましたが、分担金及び負担金が8,000万円なのに、繰越金が8,780万3,000円というのはいかがなものでしょうか。答弁では、当分の間、これまでと同じように運営していくという答えだったんですけども、通常の一般会計では私は考えられないなというふうに思います。

ちなみに、これは参考にならないかもしれませんが、同じ広域行政である久喜宮代衛生組合の平成20年度の決算を調べてみましたら、分担金及び負担金が16億2,420万円、繰越金はこれでも大きいと思いますが、1億2,960万円となっております。斎場組合の場合、歳入では使用料及び手数料、歳出では事業費の見通しは立てやすいと思いますので、繰越金を極力控え目に見積もるべきではないでしょうか。再度、この点についてお答えいただきたいと思います。

続きまして、4点目の燃料費の購入価格の問題について再質問いたします。

燃料費は灯油を27万2,000リットル購入し、需要額が2,270万3,000円ですから、これ単純計算しますと年間で1リットル当たり83.46円ということになります。私個人のことで例を上げて申し上げるのは大変恐縮なのですが、私が買っている灯油はもちろん地元宮代の燃料店からであります。現在1リットル当たり65円であります。これはことしですので、昨年度の決算ですから、ちなみに昨年12月の販売価格を聞いてみましたら、ことしより若干高いもののリッター当たり71円とのことあります。この燃料店の販売価格はごく普通であります。周辺の燃料店もほぼ同じ価格であります。安いところでは昨日見に行ってきましたが、これは有名ですので名前を挙げていいと思いますが、ジョイフルホンダ幸手店では、リッター当たり58円でした。ここは例外であります。というのも大手メーカーから競争入札させて一番安いところで購入しているらしいです。ですから、こういうふうな金額にはならないにしても、それにしても非常にこういう状況になっております。

そうしますと、先ほど事務局長から地元市内の5つの業者から平成20年度6月からは5社、それから平成21年度4月からは8社ということで答弁されておりますが、これは随意契約ですね。数社からは購入しているということでもありますけれども、やはりその割には高過ぎるのではないかなと、そういうふうに思います。なぜ随意契約なのか、その点もお聞きしたいと思います。

2回しか質問できませんので、自治体にしても広域行政にしても、工事や物品購入などを行う場合の契約は、やはり競争性、透明性、公正性の発揮が原則だと思います。そういった点からいっても、契約の原則である競争性などが発揮される一般競争入札を実施していたならば、灯油の購入に当たって、その価格をさらに圧縮できたのではないかなと、そういうふうに思います。当然浮いた財源は各構成市町の組合負担金の軽減にもつながるわけでありまして、つまりそれは市民や町民の願いを実現するために使うことができるわけでありまして、その点での見積もりなどのあり方の改善は必要だと思いますが、再度その点お答え願いたい

と思います。

次に、6点目と7点目、8点目、合わせて関連がございますので答弁がございました。私も再質問については一括して質問させていただきたいと思います。

斎場施設といえば、先ほど事務局長から答弁がありましたように、一般的には迷惑施設のほうに分類されると思います。ですから、斎場の建設や開設に当たっては地元地域、自治会などとの申し合わせや約束事などがあった場合は、それはきちっと守ることは当然のことだと思います。先ほどの事務局長の答弁ですと、これはどうなのでしょう、覚書なのでしょう、11項目ということでマクロ的にいいますと、イメージダウンに対する将来の補償ということで答弁されておりましたが、これはきちっと守らなければいけない、そういうことになりましたが、これは周辺地域、地元の自治会との関係でございますが、こうした会社への負担の免除ということについては、これはこの約束事の中にきちっと入っているのでしょうか。具体的な内容について、もう少しその点についてお答えを願いたいと思います。それが第1点でございます。

それから、監査委員さんが言うように、民間の会社へ無償で使用させていることが、一部企業への利益供与に当たるのかどうか、これはどうなのかということでありますけれども、たとえ少なくとも会社へ無償で使用させるといった約束がないのであれば、これは特定の会社に対して特別な便宜を図っているということになるわけであります。そこで2点目は、これは管理者に伺いたいと思います。いずれにしても今求められていることは、市民や町民にあるいは第三者に誤解を与えないようにすることが肝要ではないか、そういうふうに思います。それには予算上で入り払いを明確にすることが常道ではないかと考えますが、その点、今後どのように改善なり見直しを図っていかれるのか、最後ですので、管理者より見解を求めたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田勝義君） 大橋管理者。

（管理者 大橋良一君登壇）

○管理者（大橋良一君） 3点ほど、ご質疑があったかと思いますが、1点目の繰越金の関係であります。この点についてはさきの議会でもご質問を受けたところでありますが、この当組合の運営については、これはこの施設をなくすことはあるわけではないので、これ永続的に安定的に運営していくことがまず第一であるということであります。その経費をどう負担していくかということが、この負担金と繰越金ということであります。繰越金については開

業以来のいろんな負担金と経費の問題の中で生じたこの金額、これが繰越金という形になっているわけであります。そして、安定した現時点においてはそういう収入も特段にその年になって多くなったり、極端に少なくなったりということもございませんので、安定的になっている状況にある、これが前提になるわけであります。そういう中で、負担金についても各市町の予算をきちんと組める、そういう安定したその年によってふえたり減ったりすることのないようなこと、まずこれが組合としては大事なことだろうというふうに思います。

そして、繰越金につきましてもご質疑のとおり、このまま推移するということは、やはり好ましくはないということであります。したがって、その負担金の額を前提として、その上でかかる経費で不足する部分、負担金で全額賄えるわけではございません。不足する部分をこの繰越金を充てて、この運営をきちんとやっていくということが基本になっております。

それで、局長の答弁にもございましたように、ここ数年そういう基本的な考え方を打ち立てたものですから、繰越金については毎年1,000万近く減ってきている、これからも特段の事情がない限りこの状況が続くんだらうというふうに想定をしております。したがって、今7,000万あったとしても、これは先ほど答弁ありましたように、五、六年たてばほとんどないに等しくなるという、負担金を同額に据え置いた場合は、そういうことが考えられるわけであります。

管理者としては、やはり構成市町との安定的な関係、そして当組合の安定的な運営ということを考えますと、その年によって余り負担金を上げたり下げたりすることについてはいかなものかということで、こういう考え方をとっているというところでございます。

したがって、繰越金がこれでこのまま推移して少なくなった場合には、場合によったら負担金をさらに上げてもらう可能性もあると、こういうことでございます。これについてはきちんと、先ほども答弁にありましたように、5カ年計画という中期的であります。そういう計画の中で財源も含めて見通しを立てながら、適正な運営を図ってまいりたいというものでございます。これが繰越金に関する私からの答弁とさせていただきます。

それから、2つ目の燃料費の問題であります。これについてはやはりこの契約の一部でありますから、競争性、透明性を図るということについてはご質疑のとおりかと思えます。そして、それとさらにもう一つは、やはり我々としては地元の業者の育成という点も忘れてはならないというふうに思っております。その辺のバランスをどうとっていくかというのが、我々にも求められていることだと私は思っております。そういう意味で、この燃料費についても多くの業者から指名競争入札という形はとっておりますが、実質的には見積もりをきち

んととって、そして毎月毎月その中で業者を決定しているということで、実質的には競争入札に近い、ほぼ競争入札といってもいいような形態をとらせていただいて、毎月のことでございますので、それについては形の上では随意契約というふうになっておりますが、実質的にはそういうことを私も透明性、競争性、これはこういう公共的なところにおいては必要だろうと、これは認識を一にするものであります。そういう観点で、さらに地元業者の育成ということもさらに加えまして、さらにこの燃料だけでなく、この契約のあり方については適正を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目の地元地域との関係でございます。これについては、この施設が一般的には迷惑施設に分類されるというふうなご質疑がありました。これは一般的と言われなくても、実質的にこういう施設は迷惑施設だろうというふうに私は思っております。これはだれから見ても迷惑施設であることは判断の余地はないと、私は思っております。まずそれが大前提であります。

そういう中で、この火葬場をここに建設するに当たっての当時のいろいろないきさつ、私は当時この建設に当たって当事者でなかったということから、細かい非常に微妙なやりとりについては詳しくは承知をしておりませんが、いずれにしても、こういう施設を建てるに当たっては、どこの地域を見てもやはり地域との関係をいかに良好に保つかということが求められるということでもあります。したがって、その11項目の中にこの売店の使用料の免除について書いてある、書いていないかというご質疑もありましたが、それは当然そういうものを含めて地元の還元というふうに私は承知をしております。書いていないからその自前でいいんだと、書いてあるからそのとおりだということではなく、トータルとして私はこの恐らくそのとき使用料の免除、そういった意味で細かに当時の地域の方々が考えていたかどうかはわかりませんが、当然そういうものも含めて地元の将来への補償と、こういうふうに考えたのではないかというふうに思っております。

そしてさらに、私は大変残念に思います、管理者として。やっぱりこういう迷惑施設についてこの売店の関係について一企業という表現がありますが、これは形として企業という形をとっているだけであって、これは地元の自治会が運営しているということであって、形の上は確かに有限会社であります、企業であります。しかし、その内容についてはその地元の自治会の将来に対するイメージダウンに対する補償と、その範囲内だろうと私は思っております。

いずれにしても、この問題については今この会社が運営が安定になったということであり

ますので、こういうご議論が出るわけでありますが、これが仮に赤字とか、そういうことになれば、また違った議論がなされるんだらうというふうには私は思っております。この川口地区については、今でもその火葬場とか斎場とかときれいな言葉がありますが、焼き場の川口と焼き場のある川口という表現もいまだ使われているというふうにも承知をしております。そういう点も十分お考えいただいて、この問題については私は慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。ただ、いずれにしても、これからも使用料全くゼロというのは、やっぱりこれについては管理者として、また設置する加須市長としてこれを考えていかななくてはならないというふうにも考えております。

以上3点、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田勝義君） 以上で、20番、丸藤栄一議員の質疑は終了いたします。

次に、23番、丸山道子議員。

○23番（丸山道子君） 丸山です。

決算に関連いたしまして、2点お聞きいたします。

1つ目ですけれども、当利根斎場組合では利用しやすい施設にする上で、これまで利用者の声を生かして運営上での改善、また施設の設備の面での改善と、それぞれこれまで進められてきております。ことし3月に開かれました定例議会では、資料を提出していただきまして、この20年度決算にかかわる改善事項についても報告をいただいておりますが、本年度も9カ月という時期に来ておりますので、この間を含め、施設利用の上でこれまで改善された点についてお聞きしたいので、お願いいたします。

2つ目は、特に公共の施設としてバリアフリーは十分に図られなければならない、このように考えております。今建物の入り口に向かって左右にスロープがあり、右手は手すりが設置されていると思います。また、待合室の入り口で履物を脱ぐ際につかまれる手すりや段差を緩和する踏み台を設置したり、2階への階段の手すりなども見られます。改善の必要のある部分について、今後どう進めていこうと考えていらっしゃるのかということで、現状とこれからの予定についてお聞きしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（鎌田勝義君） 新島局長。

（事務局長 新島敏夫君登壇）

○事務局長（新島敏夫君） じゃ、丸山議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、施設利用上でのこれまで改善された点についてでございますが、当組合では利用者

の利便性を図るため、できるものはできるだけ早くの考えで改善を実施してまいりました。平成20年度においては、式場利用の火葬時刻を前火葬の10時から、後火葬の12時に変更、AEDの設置、受変電設備の改修、大式場いす裏面の張りかえ、トイレ等案内表示板の絵文字の拡大化、式場前和室待合室前に長いすの設置、大きな駐車場案内板の設置等を改善しました。

21年度においては、4月1日から友引日の通夜実施、人体火葬受け入れ件数の1日2件増、小動物単独火葬の1日1件増、1階男女トイレにベビーチェアの設置、AEDに小児用パッドの追加、建物東側通路に屋根設置、和室の畳表がえ、和室踏み込み段差を小さくするための踏み台設置及び補助手すり設置、2階エレベーター前に案内板用透明ケース設置、式場入り口の外部照明増設、インフルエンザ予防用消毒液を館内3カ所に設置などを改善してまいりました。

次に、バリアフリーについての考えでございますが、高齢化社会を迎えております現在、当斎場にお越しになる方も高齢者の方が多くいらっしゃいますので、施設のバリアフリーは重要と考え、できるだけ段差をなくすこと、また段差を小さくすることが必要と考えております。このため段差があります建物入り口には、以前よりスロープを設置してあります。ことしには和室入り口には、先ほど申し上げましたとおり、段差を小さくするための踏み台を設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田勝義君） 23番、丸山道子議員。

○23番（丸山道子君） 再質問いたします。

施設の設備面での改善でお聞きしたいと思えます。以前の議会ですけれども、事務局長さんから授乳室の設置が要望されていると、このようなことを聞いているところです。葬儀という場でさまざまな気がかりなこと、できる限りない状態で臨んでいただくという立場でこの事業も行われているかと思えます。赤ちゃんを抱えて身近な方の葬儀に臨むこうした若い世代の要望にもぜひ改善をお願いしたい、このように考えているところなんです、この授乳室の件はこれからどのように運ぼうとされていらっしゃるのか、お考えと予定などをお聞きしたいので、お願いしたいと思います。また、ほかに改善の予定についてもお願いいたします。

2つ目のバリアフリーですけれども、階段の手すりなどを延長されるということをお聞きしております。また、入り口や階段、待合室、その場所その場所で一定細かな配慮がされている

ということも見せていただいております。そこで、例えば外のスロープの部分を過ぎ、斎場の扉まで来ます。またその間、そしてまた扉からロビーまで、またロビーの中、そうした建物には手すりがないわけなんです、高齢者やひざの悪い方もいらっしゃいますので、そのあたりはどのように考えていらっしゃるのか、そのことでは特にご意見は寄せられていないのか、このことをお聞きしたいと思います。また、さらに段差を解消するという点で進めていくことはどうなのか、そのこともさらに詳しくお聞きしたいと思います、お願いいたします。

○議長（鎌田勝義君） 新島事務局長。

○事務局長（新島敏夫君） まず、授乳室についてでございますけれども、これらの意見箱ということを設置しております、その中でも要望がございました。ただ、今までその授乳室を設置する余地がございませんで実施してまいりませんでしたけれども、この意見箱の中に喫煙室を外に持っていって欲しいという意見、それとどこでもたばこを吸えるようにという意見、両方相反する意見がございました。ただ現在は禁煙ということが世の中の趨勢となっておりますので、喫煙室を外に設置する、そのあいたスペースに授乳室を設置するということが現在計画しております。

手すりについても意見箱の中に要望がございました。これも今年度2階階段への手すりは計画しております。

次に、段差についてでございますけれども、できるだけ先ほども和室の入り口に段差を少なくするということが踏み台を設けましたけれども、ほかにも現時点ではちょっと思い当たることがないんですけれども、このようないところがありましたら、それはできるだけ早くという考え方のもとに対処してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鎌田勝義君） 以上で、23番、丸山道子議員の質疑は終了いたします。

次に、10番、大平泰二議員。

○10番（大平泰二君） 10番、大平です。

質疑の中で、1点目のこの16から18ページの委託契約者の名前について契約者名、それから過去5年間の実績を一覧表にて報告願いたいということでもあります。今いただいたこの資料の中で見ますと、ほとんどこの随契が多いわけですが、随契を契約するに当たって、どのような金額の決め方をしているのか、その辺についてもお答えをいただきたいというふうに思います。

それから2点目は、18ページの焼却炉、冷却塔、受変電の工事内容と入札方式、ここも結構随契が多いですけれども、その中で指名競争入札になっているのが何社かあると思うんですけれども、この中の落札率についても明らかにしていただきたいというふうに思います。特に指名競争入札と一般競争入札、この違いについても考え方、それについても明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから3点目は、この会計決算書の意見書の4ページの②、③についての見解でありますけれども、今ほとんど見解は出たような形になっていますけれども、そこでちょっと確認しておきたいのは、確かに迷惑施設の問題とその地元に支払う迷惑料といいますか、そういう関係の話になってきているかと思うんですけれども、そこに有限会社が入るということについての、このけじめの問題が今問われているというふうに思うんです。実際、じゃこの店舗の年間の売り上げ、これはどのように把握されているのか、それから利益についてはどれぐらいに把握されているのか、施設をやっぱり貸しているというか、施設を提供してなおかつそこでいかに地元の関係の方々が入っていようと、利益が出ているわけですから、その辺の数字についてわかりましたら報告していただきたいんですけれども、わからなければ今後の方向性についてでもいいですから、報告していただきたいというふうに思います。

それから4点目は、③の契約内容と使用許可、これは公共施設の目的外使用という手続をとられているのか、この辺の確認もさせていただきたいというふうに思います。

それから4の③については、水光熱費の取り扱いについて報告していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鎌田勝義君） 新島局長。

（事務局長 新島敏夫君登壇）

○事務局長（新島敏夫君） 大平議員の質問に順次お答えいたします。

初めに、決算書ページ16から18の委託契約者名及び過去5年間の実績等については、一覧表の提出で報告に変えさせていただきます。配付します。

次に、工事請負費の火葬炉等改修工事、冷却塔充填材入れかえ工事及び受変電設備改修工事の工事内容と入札方式及び落札率についてでございますが、まず、火葬炉等改修工事につきましては2件ございまして、火葬炉等修繕工事829万5,000円の工事内容は、火葬炉台車ブロック交換、主燃バーナーコンバスター及びフレームコーン交換、化粧扉用コントロールボックス、戸車及びハンター交換、残灰集じん機ルーツブロワプリー交換、電気集じん機盤内

電磁接触器及び電磁開閉器交換でございます。

入札方式は1社の随意契約でございます。落札率は98.4%でございます。

次に、火葬炉修繕工事（その2）89万2,500円の工事内容は、主燃炉吸込口アーチ修繕、主燃炉投入口、炉床、再燃炉側壁修繕でございました。入札方式は見積もりによる1社の随意契約でございます。

次に、冷却塔充てん材入れかえ工事についてでございますが、工事内容は、冷却塔の充てん材の交換でございます。入札方式は1社の随意契約でございます。落札率は98.0%でございます。

次に、受変電設備改修工事についてでございますが、工事内容は、容量をふやすため変圧器とコンデンサーを交換したものでございます。入札方式は5社によります指名競争入札でございます。落札率は71.8%でございます。

次に、決算審査意見書にあります負担金の軽減についてのご意見についての見解でございますが、当組合は永続的に続くものでございますので、経営を安定的にしていくのが大前提と考えます。その安定的というのは、構成市町に年度間で余り負担金に変動があってはまずいとの意味もあるかと思えます。いずれにしましても、繰越金と負担金を見ながらやっていきたいと考えております。

次に、売店からの使用料徴収についてでございますが、まず地元の川口自治会が売店を出す経緯ですが、これは斎場建設に伴うイメージダウンに対し、将来にわたり補償を行う要求に対し、これを認めたため設置されたものでございます。開設当初は赤字を役員が補てんしていたこともございます。現在は利益を出している状況ではありますが、利益が出たから使用料を徴収するというのも、開設の経緯から申しますと心苦しい思いもいたします。また、公共の火葬場の開設に至る地元との関係など、一般の公共施設にない特殊性がありますことから、具体的な算出基準をどのようなものにしたらよいか調査研究をしているところであり、使用料を徴収に向けて会社側との協議を引き続き進めてまいりたいと存じます。

次に、売店との契約内容と使用許可についてでございますが、現在の許可内容は、売店、ラウンジの一部を使用して弁当、飲み物等のあっせん販売でございます。施設使用料は免除ですが、光熱水費の実費を負担することになっています。

次に、売店の光熱水費の取り扱いについてでございますが、開設当初から平成16年度までは施設使用料は免除、光熱水費として年額12万円徴収しておりました。17年度から施設使用料の免除は同じですが、光熱水費は子メーターを設置し実費を負担していただいております。

以上でございます。

○議長（鎌田勝義君） 10番、大平泰二議員。

○10番（大平泰二君） 再質疑ですけれども、今いただいたこの一覧表を見ますと、ほとんどこの5年間、場合によっては6年間、契約している会社に変化はないと、要は随契になっているわけです。ですから、1回目の質疑でちょっとただしましたけれども、これらの業者と随契にまず入るときに、見積もり合わせをきちっとしているのかどうなのかということの一つ報告していただきたいというふうに思います。

それから、例えば随契でやっていますけれども、これを指名一般競争入札にした場合に、どのような障害が出てくるかということ、例えば具体的な例として何点かあれば挙げていただきたいというふうに思います。

それと、管理者にちょっとお伺いしたいんですけれども、私最初に地元に対する迷惑料の問題とお店の出店の問題と、これは問題は分けて考えることが大事じゃないですかというふうにただしたと思うんですけれども、その辺は分ける考え方はないんでしょうか、ちょっとその辺を確認しておきたいというふうに思います。

○議長（鎌田勝義君） 新島局長。

○事務局長（新島敏夫君） 業者への見積もりなんですけれども、随意契約、例えば火葬炉の業務などに関しては1社からの見積もりだけでやっております。その理由でございますけれども、火葬炉というのはいろいろ複雑なもので……

〔「大きい声でお願いします」と言う人あり〕

○事務局長（新島敏夫君） 例えば火葬炉の業務に関しまして1社で随意契約でやっておりますけれども、1社からの見積もりでやっております。その理由といたしましては、火葬炉の炉自体がいろいろ特殊なものでございまして、特許の内容もあると伺っております。そのようなことから、1社ということをやっております。

以上でございます。

○議長（鎌田勝義君） 大橋管理者。

（管理者 大橋良一君登壇）

○管理者（大橋良一君） 地元自治会との関係の再質疑でございますが、これはやっているところが有限会社という会社ということと、その経営自体は名目はそういう形の会社になっておりますが、自治会ということでもあります。そういうことから、これは完全に分離して考えるということについては、やはり地元の考え方からすれば恐らくそれは異論があるだろうと

私は思っております。そういう意味で、私としては一体としてこれからも考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鎌田勝義君） 以上で、10番、大平泰二議員の質疑は終了いたします。

以上で発言通告者の質疑は終了いたしました。

これをもって議案に対する質疑を終結いたします。



◎討 論

○議長（鎌田勝義君） これより討論に入ります。

発言通告はありませんので、討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。



◎採 決

○議長（鎌田勝義君） これより採決に入ります。

採決の方法は起立採決をもって行いますから、ご了承願います。

◇第3号議案の採決

○議長（鎌田勝義君） 初めに、第3号議案 平成21年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立総員〕

○議長（鎌田勝義君） 起立総員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇第4号議案の採決

○議長（鎌田勝義君） 次に、第4号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立総員〕

○議長（鎌田勝義君） 起立総員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇第5号議案の採決

○議長（鎌田勝義君） 次に、第5号議案 平成20年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立総員〕

○議長（鎌田勝義君） 起立総員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（鎌田勝義君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成21年第2回広域利根斎場組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時38分

署 名 議 員

議 長 鎌 田 勝 義

署 名 議 員 渡 邊 美 智 子

署 名 議 員 関 口 恒 夫

参 考 資 料

- 管理者提出議案の処理結果

管理者提出議案の処理結果

議案番号	件名	提出月日	議決月日	審議結果
第3号議案	平成21年度広域利根斎場組合会計補正予算(第1号)	12月24日	12月24日	可決
第4号議案	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	12月24日	12月24日	可決
第5号議案	平成20年度広域利根斎場組合合計歳入歳出決算認定について	12月24日	12月24日	認定